

# 欠席の手続き

授業を欠席した場合、欠席の理由によって手続きの方法が異なります。下記の表を見て、対応してください。

提出書類の記入にあたっては、保証人の自筆の署名と捺印が必要なので、事後すみやかに手続きするようにしてください。

## 学校伝染病

学校保健法施行規則第19条に規定された伝染病のこと。

## 忌引き

近親者が死去し、喪に服すること。



ホームページからもダウンロードできます

## 忌引届

欠席理由	必要な書類	手続き場所	提出期限*	公欠
学校伝染病	欠席届・診断書	授業運営課	登校後1週間以内	○
近親者の忌引き	忌引届・会葬礼状	授業運営課	忌引きの期間最終日から2週間以内	○
通学区間の交通機関が不通になった場合 (授業休講の範囲外で)	欠席届	授業運営課	欠席日から1週間以内	○
教育実習・保育実習・介護等体験(1週間以上)	届出の必要はありません。 授業運営課より担当教員に連絡します。			○
研修行事など 学校行事への参加				○
病気・ケガ・災害等 (1週間以上)	欠席届・診断書	授業運営課	登校後1週間以内	×
病気・ケガ・災害等 (1週間未満)	書類提出の必要はありません。欠席した授業の担当教員に、報告してください。			×
課外活動 (試合・公演・発表など)				×
就職活動	書類提出の必要はありません。ただし、工学部の学生は、「就職活動による欠席届」を授業運営課に提出してください(随時)。			×

\*提出期限最終日が土・日・大学が定める休日の場合は、その翌日までとなります。

## 公欠

該当する授業の回数と欠席回数を公欠回数分減らす措置。欠席を出席の扱いにするものではありません。

(例) 授業回数 15回・欠席 2回(そのうち1回が公欠の場合)  
↓  
授業回数 14回・欠席 1回

## 公欠

授業の欠席が、その事由から公欠の扱いになる場合があります。

公欠は、大学から科目担当教員に連絡します。学生が個人的に科目担当者に願い出ても公欠の扱いにはなりません。

公欠の扱いになる主な事由は、上記表「公欠」欄に○がついていること等です。

### (1) 学校伝染病

学校伝染病と診断された場合は、医師の通学許可が出るまで登校することができません。医師の診断書(期間を記載してもらうこと)に基づき、発病から通学許可が出るまでの期間を公欠の扱いとします。

### (2) 近親者の忌引き

近親者が死去し喪に服する場合は、所定の忌引届の用紙に必要事項を記し、会葬礼状など証明する書類を添えて、忌引き期間最終日から2週間以内に授業運営課に提出してください。

ただし、追試験受験を希望する者は、「試験規程」第7条に基づき、当該科目の試験実施日(レポート提出締切日)を含めて4日以内に手続きしなければなりません。

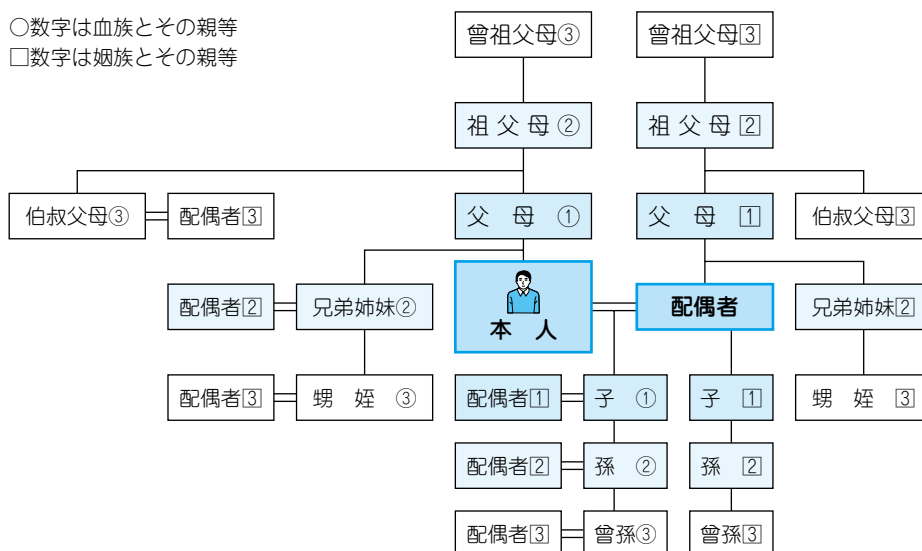
なお忌引きとして取扱う日数は次のとおりとし、その期間は公欠の扱いになります。ただし、法事による欠席は忌引きの扱いにはなりません。

試験規程

☞ p.287～288

- 1 親等（父母など） 連続7日間（休・祝日を含む）
- 2 親等（祖父母・兄弟姉妹など） 連続3日間（休・祝日を含む）
- 3 親等（伯叔父母・曾祖父母など） 1日間（休・祝日を含む）

○数字は血族とその親等  
□数字は姻族とその親等



(3) 授業が休講となる範囲外で、通学区間の交通機関がストライキ、事故、台風等で不通となり、通学が困難となった場合

欠席日から1週間以内に授業運営課に「欠席届」を提出してください。報道等で事実確認をした後、公欠の扱いとします。

なお、公欠の対象となる授業時間については、下記のとおりです。

《午前6時までに運転が再開されたとき》  
授業は平常通り実施

《午前6時以降9時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は4時限目まで公欠

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
←	公欠		→	←		授業			→

《午前9時以降11時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は6時限目まで公欠

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
←		公欠		→	←	授業			→

《午前11時以降に運転が再開されたとき》 当日の授業はすべて公欠

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
←				公欠					→